⑵　当該農地等につき⑴の特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他その事実を証する書類

附則第十四条第十三項第三号ロ中「第四項第二号」を「イ⑵」に改める。

第四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「特定農業生産法人（以下この条」を「旧特定農業生産法人（以下第四項まで」に、「「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に、「特定農業生産法人が」を「旧特定農業生産法人が」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に、「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第五号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第六号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第三号中「特定農業生産法人の」を「旧特定農業生産法人の」に改め、同号イ中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に、「認定農業生産法人」を「認定法人」に、「及び第十項」を「、第十項第四号及び第二十八項第三号イ⑶(i)」に改め、同号ロ中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、「規定する認定特定農業法人」の下に「（以下この号及び第二十八項第三号イ⑶(ii)において「認定特定農業法人」という。）」を加え、同項第四号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一　届出者の氏名及び住所又は居所

附則第十四条第六項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号中「特定農業生産法人」を「改正法附則第五十五条第四項に規定する特定農地所有適格法人（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）」に改め、同条第七項第一号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第八項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号並びに同条第九項第一号及び第二号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第四号中「特定農業生産法人」を「認定法人」に、「認定農業生産法人」を「認定法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該特定農地所有適格法人が改正令附則第三十三条第三項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該特定農地所有適格法人の所在地を管轄する農業委員会の書類

附則第十四条第十五項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同項第七号中「行った特定農業生産法人」を「行っている特定農地所有適格法人」に改め、同条第十六項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十八項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号中「の規定により読み替えて適用する」を「において準用する」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第四号中「の規定により読み替えて適用する」を「において準用する」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第六号中「行った特定農業生産法人」を「行っている特定農地所有適格法人」に改め、同条第十九項第一号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十項中「受けた特定農業生産法人」を「受けている特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号及び第四号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十一項第一号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十二項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号中「地上権等（以下この条において「地上権等」という。）の設定」を「地上権等の設定（次号及び次項において「地上権等の設定」という。）」に改め、同項第三号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十四項第一号及び第二十六項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第五号及び同条第二十七項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十八項第二号中「地上権等が」を「改正令附則第三十三条第二十四項に規定する地上権等が」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　受贈者が、改正法附則第五十五条第十項の規定の適用を受ける農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合　次に掲げる書類

⑴　貸付期限の到来後当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が改正令附則第三十三条第三項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該特定農地所有適格法人の所在地を管轄する農業委員会の書類

⑵　当該農地等につき⑴の特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするもの

⑶　⑴の特定農地所有適格法人の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類

⑴　当該特定農地所有適格法人が認定法人である場合　当該認定法人に係る農業経営改善計画の認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日

⑵　当該特定農地所有適格法人が認定特定農業法人である場合　当該認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の認定の日及び当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日

附則第十四条第二十八項第三号ロ中「第四項第二号」を「イ⑵」に改め、同条第二十九項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第五条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号ロ中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第三十一条第二項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則第三十一条に次の一項を加える。

2　施行日の前日において旧令第二十五条の十三の三第一項の金融商品取引業者等の営業所に同項の非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該金融商品取引業者等の営業所の長に番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知をする日（その者が同項に規定する三年経過日以後最初に同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は同項に規定する配当等の受入れをする日（同項に規定する番号非保有者にあっては、同項に規定する翌年一月三十一日。以下この項において「受入日」という。）までに当該告知をしないときは、受入日）までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長については、新規則第十八条の十五の九第二項第一号のうち当該非課税口座を開設していた当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の個人番号に係る部分の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第三十七条の三第一項の改正規定　平成二十八年五月一日